

国際共同学位プログラム

—グローバル化時代の国際的な教育連携協力—

International Collaborative Degree Programs:

International educational cooperation in the age of globalization

一橋大学大学院商学研究科講師（留学生・国際教育担当） **渡部 由紀**

WATABE Yuki (Lecturer/International Education Advisor,
Graduate School of Commerce and Management, Hitotsubashi University)

キーワード：ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー、グローバル化

はじめに

国際共同学位プログラムは欧州において、欧州高等教育の発展と世界高等教育市場における競争力向上の主要な手段として促進されてきたが、近年世界各国で国際的な教育研究交流の新たな施策として導入が進んでいる（Knight, 2008, p3）。世界的に高等教育の需要が増大し、また経済のグローバル化が急速に進行する中、各国の政策的な支援が大学での革新的な国際教育機会の拡大を後押ししており、国際共同学位プログラムは増加傾向にある。

欧州では 2009 年以降最新の統計は発表されていないが、国際共同学位プログラムの数はおよそ 2,500 に上るといふ（Aerden & Lokhoff, 2013, p. 36）。欧州高等教育圏に参加している 47 カ国中、国際共同学位プログラムを提供していないのは現在アルバニア、アンドラ、リヒテンシュタイン、モンテネグロの 4 カ国のみとなっていることから、Aerden & Lokhoff（2013）は新たに統計を取れば国際共同学位プログラム数は確実に増加していると述べている（p. 37）。また Institute of International Education（以下 IIE）と Freie Universität Berlin（以下 FUB）が 2011 年に実施したジョイント/ダブル・ディグリー・プログラムに関する調査では、28 カ国 245 高等教育機関¹から回答を得て、そのうち 84%がダブル・ディグリー・プログラムを、33%がジョイント・ディグリー・プログラムを実施していると回答している（Obst, Kuder & Banks, 2011, p. 9-10）。そのうち 64%の高等教育機関が最初のプログラムを開始した時期が 2001 年以降、わずか 6%が 1990 年以前と回答しており、国際共同学位プログラムが近年開発の進む教育モデルであることが分かる（Obst, Kuder & Banks, 2011, p. 23-24）。日本でも文部科学省が、国外大学等との交流協定に基づくダブル・ディグリー制度の導入

¹ 回答した 245 高等教育機関のうち、米国の高等教育機関が 24%（60 機関）、欧州のドイツ、フランス、イタリア、英国の高等教育機関が 49%（119 機関）、オーストラリアが 6%（15 機関）を占める。

について調査を実施しており、その大学数は2006年には37大学（国立8、公立0、私立29）だったのが、2008年に85大学（国立22、公立3、私立60）、2011年に143大学（国立39、公立10、私立94）とその増加は著しい（文部科学省，2008，2013）。

Knight(2011)は、国際共同学位プログラムが世界で短期間に急速な発展を見せる一方で、必ずしも大学の国際化戦略の先進的な取組として積極的に受け入れられておらず、むしろプログラム形態の多様さから厄介な問題として捉えられていることを指摘している。その主要因の一つに、国際共同学位プログラムを表す様々な名称が存在し、またそれらの名称が体現する概念が欠如していることを挙げている。本稿では、国際共同学位プログラムに関する先行研究に拠りながら、国際共同学位プログラムの類型とその定義をプログラムの特徴と傾向に基づいて明確にし、現状において日本の大学が国際共同学位プログラムを開発していく上での課題を検討する。

国際共同学位プログラムの定義

国際共同学位プログラムにはダブル、デュアル、コンカレント、ジョイント、コンバイン、共同、複合と様々な名称が使われている。これまでは実施する大学がそれぞれ国際共同学位プログラムを定義してきたので、そのプログラムの名称と定義に国際的にも国内的にも必ずしも共通した認識があったとは言えない。高等教育市場のグローバル化が進む中、学習者保護の視点と同時に大学が提供する教育のアカウンタビリティの視点から、国際共同学位プログラムの類型と定義を明確にし、その理解を国際的に共有することが望ましい。

2000年以降、国際共同学位プログラムの類型と定義について欧州を中心に議論が進んできた。欧州大学協会による欧州高等教育機関の国際共同学位に関する調査（Tauch & Rauhvargers, 2002）に始まり、ドイツを中心とした欧州の国際共同学位プログラムのディレクター300人への質問調査（Maiworm, 2006）、欧州のビジネス分野の教育における国際共同学位プログラムの調査（Schüle, 2006）、そして、2008年には米国と欧州の180大学で国際共同学位プログラムに関する調査を行っており（Kuder & Obst, 2009）、これらの調査では国際共同学位の特徴を見極めたり、またその定義を試みたりしている。日本でも、日本の大学における国内外の大学との共同学位プログラムに関する調査が実施され、その現状把握に取り組んでいる（関西学院大学，2006；栗山他，2008；勅使河原，2009；林他，2012）。

Knight(2008)は、国際共同学位プログラムの国際的な共通理解を促すため、前述の先行研究等の文献を調査し、国際共同学位プログラムをジョイント・ディグリー・プログラム、ダブル・ディグリー・プログラム²、コンセクティブ・ディグリー・プログラム³の3類型に分類し、それらが何を意味するのかをまとめている（表1）。その定義は主に学位の数と学位のレベルの組み合わせによって類型化されている。つまりその定義は、3種類の国際共同学位プログラムの学修成果（教育課程修了時に得られる

² Knight(2008)は複数・ディグリー・プログラムについても述べているが、授与される学位数に違いがある以外は、ダブル・ディグリー・プログラムと同様の条件であるとしている。したがって本稿では同類系とし、ダブル・ディグリー・プログラムのみ言及した。

³ Knight(2008)ではコンバイン・ディグリー・プログラムとしていたが、Knight(2011)、Knight & Lee(2012)ではコンセクティブ・ディグリー・プログラムに類型名を変更している。

資格)の相違について言及している。プログラムの学修成果が何に値するのかを明確にすることは、国際共同学位プログラムの質を保証していく上でも重要だといえる。

表 1. 国際共同学位プログラムの類型と日本の現状

	定義	卒業に要する期間	学生のモビリティ	日本の現状
ジョイント・ディグリー・プログラム (Joint Degree Program)	複数の高等教育機関が共同でプログラムの必要条件を設定し、プログラム修了時に <u>共同で一つの学位</u> を授与する。	一般的に、一大学が実施する従来の一学位・一分野のプログラムと同じ期間である。	必ずしもパートナー大学に行つて学ぶことが条件とはなっていない。 学生モビリティの代替として、パートナー大学からの招へい教授による講義や指導、遠隔科目、バーチャルなシステムを利用した共同研究プロジェクトといった学習形態が考えられる。	法令上、外国の大学と単一の学位記を授与することは認められていない。 現在、中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループで、海外の大学とのジョイント・ディグリー制度の導入を検討中。
ダブル・ディグリー・プログラム (Double Degree Program)	二つの高等教育機関が共同でプログラムの必要条件を設定し、プログラム修了時に、 <u>それぞれの大学が一つずつ同レベルの学位</u> を授与する。	一般的に、一大学・一分野・一学位プログラムよりは長い、学位を二つ別々に取るよりは短い。	在籍大学とパートナー大学の双方で学修。	単位互換を活用し、各大学が提供するそれぞれの教育プログラムを修了し、それぞれ学位を授与する。 現行の単位認定制度では、学部においては大学設置基準により、60単位を超えない範囲で、大学院では大学院設置基準により、10単位を超えない範囲で他大学からの単位の認定が可能。
コンセクティブ・ディグリー・プログラム (Consecutive Degree Program)	複数の高等教育機関が共同でプログラムの必要条件を設定し、プログラム修了時に、 <u>二つの異なるレベルの学位(学士+修士、修士+博士)</u> が授与される。	一般的に、二つの異なるレベルの学位を別々に取るよりは短い。	通常、最初の学位を在籍大学で、そして、次の学位をパートナー大学に行つて取得。	

(出所) Knight, J. (2008) Joint and Double Degree Programmes: Vexing Questions and Issues, London: The Observatory on Borderless Higher Education; Knight J. & Lee, J. (2012). "International Joint, Double and Consecutive Degree Programs: New Developments, Issues and Challenges". In: D. Deardoff, H. De Wit, J. Heyl, & T. Adams (eds.), the SAGE Handbook of International Higher Education. をもとに筆者作成。

まずジョイント・ディグリー・プログラムは修了時に、共同プログラムの成果として、プログラムの関係教育機関が共同で一つの学位を授与する。ダブル・ディグリー・プログラムは、プログラム修了時に、関係教育機関がそれぞれ学位を授与する。授与

される学位記は同レベルの学位（例えば、学士+学士、修士+修士/修士レベル⁴）が二つということになる。コンセクティブ・ディグリー・プログラムは、プログラム修了時に、二つの異なるレベルの学位を関係教育機関がどちらか一方の学位を授与する。例えば、学士号と修士号のコンセクティブ・ディグリー・プログラムの場合、学士号を国内の大学が授与し、修士号を外国のパートナー大学が授与する。

また Knight (2008) はこれらのプログラムを識別するのに、卒業に要する期間と学生のモビリティの傾向の違いについても言及している。卒業に要する期間に関しては、ジョイント・ディグリー・プログラムは従来の一大学・一分野・一学位プログラムと同等の期間を要する。一方、ダブル・ディグリー・プログラムとコンセクティブ・ディグリー・プログラムはそれぞれの学位を別々に取得するよりは短い期間で二つの学位を取得できる傾向にある。

もう一つの要素である学生のモビリティについてであるが、ジョイント・ディグリー・プログラムに関しては、必ずしも学生のモビリティは必要条件ではないとしている。一般的には、学生が外国のパートナー大学でも学修することが含まれており、その教育効果が評価されている。しかし、複数の大学が共同で開発した一つの学位を取得するカリキュラムであり、学生がパートナー大学で学ぶ代わりに、パートナー大学から招へいた教授による講義、パートナー大学との遠隔講義、またバーチャルなシステムを利用した共同研究プロジェクトなどの選択肢もあるとしている。ダブル・ディグリー・プログラムとコンセクティブ・ディグリー・プログラムはそれぞれの大学から学位を取得するので、国内の在籍大学と外国のパートナー大学の双方での学修が必要条件とされている。

次に国際共同学位プログラムの名称として、比較的よく使用されているデュアル・ディグリーについて、述べておきたい。Knight (2008) は国際共同学位プログラムにおいては、デュアル・ディグリーはダブル・ディグリーと同じ意味で使用されていると述べている (p. 17)。一方、Aerden & Reczulska (2013) はプログラムの教育課程編成において関係大学の共同性の相違により、デュアル・ディグリーとダブル・ディグリーを区別している。デュアル・ディグリーもダブル・ディグリーも二大学が各々学位を授与するが、修了した教育課程が二大学でコーディネートされ、提供された統合的なカリキュラムである場合、それはダブル・ディグリーであり、あくまでも各々の大学が提供する二つの異なる教育課程を、単位互換等を利用し重複する科目を効率的に履修し、各々のプログラムを修了する場合、それはデュアル・ディグリーであるとしている (p. 12)。デュアル/ダブル・ディグリーのいずれのプログラムにおいても、一般的にそれぞれの大学に既存の教育課程や教育科目が存在した上で、パートナー大学とカリキュラムの摺合せと確認を行い、学生がそれぞれの大学の教育課程を修了できるように教育課程を編成する。そう考えると、果たして Aerden & Reczulska (2013) が定義するような教育課程編成において大学の共同のレベルの相違を明確に指摘することが現実的なのか、または意味のある区分が可能なのか、今後の進展を見守りたい。

世界の高等教育機関で共有可能な国際共同学位プログラムの類型と定義を実質化す

⁴ 修士レベルの資格には、例えばフランスの高度専門教育を行うグランゼコールの修了資格がある。

ることは、各国の教育システムの多様さを考えれば容易ではない。しかしながら、国際共同学位プログラムが世界の高等教育市場で革新的な教育プログラムとして存在感を高めている今日、ジョイント、ダブル、コンセクティブ・ディグリー・プログラムといった国際共同学位プログラムについて共通した認識が必要になっている。現在の混沌とした国際共同学位プログラムの在り方に、Knight (2008) が提案する共同学位プログラムの類型と定義を踏まえ、次に日本の大学が国際共同学位プログラムを実施する上での課題について考察する。

日本における国際共同学位プログラム実施の現状と課題

本節では、日本の大学で国際共同学位プログラムを実施する上で4つの課題を、現在日本で検討または実施が進んでいるジョイント／ダブル・ディグリー・プログラムに着目し、考察する。ここでは日本の大学の課題を取り上げるが、国際共同学位プログラムは外国の大学と共同で編成・実施する教育プログラムであり、世界の動向、特に国際共同学位プログラムへの政策的支援を積極的に行っている欧州の動向についても言及する。

1) ジョイント/ダブル・ディグリー・プログラムの曖昧な区分

2010年5月に文部科学省は「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を公表し、ジョイント／ダブル・ディグリー・プログラムを下記のように定義した。

<ダブル・ディグリー・プログラム>

我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれの学位を授与するプログラム。

<ジョイント・ディグリー・プログラム>

我が国と外国の大学が、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム（我が国と外国の大学が、共同で教育課程を編成・実施する場合に、単一の学位記を授与することは、我が国の法令上認められていない）。その際、学位記は各関係大学が授与するが、その他に、共同で編成された教育課程を修了したことを示すサーティフィケート（証明書）を発行することが想定される。

その定義から現行法に抵触しない範囲内で、単位互換制度を活用して、ジョイント／ダブル・ディグリー・プログラムを実施することを想定している。その結果、教育の質保証において重要なプログラムの学修成果である修了資格（学位の数と学位レベルの組み合わせ）を用いて、ジョイント・ディグリー・プログラムとダブル・ディグリー・プログラムを識別できず、両プログラムの違いは教育課程の編成状況（共同編成、もしくは各大学主体の編成）にとどまっている。

しかし教育課程の編成状況だけでは、二つのプログラムを区別することが困難であ

ることが、2012年に大学評価・学位授与機構（以下 NIAD-EU）が実施した「海外の高等教育機関との連携・共同を伴う教育プログラムに関する調査」の結果から推察される。この調査の国際的な共同プログラムの種類に関する質問の回答は、有効回答のあった86大学の99プログラムのうち、ジョイント・ディグリー・プログラムが5件、ダブル・ディグリー・プログラムが77件であった。しかし「ジョイント・ディグリー・プログラム」とした回答と「ダブル・ディグリー・プログラム」とした回答において、教育課程の編成状況に差異は見られないことが報告されている（NIAD-EU, 2012, p. 7）。

日本の大学において、ジョイント/ダブル・ディグリー・プログラムの区分が曖昧になる原因はその定義によるものだけではなく、現行の単位互換制度を活用した範囲内で教育課程の編成を行わなければならないことにも一因がある。この制度的障壁が、日本の大学のジョイント・ディグリー・プログラムの発展に影響を及ぼしているとも言えるので、この課題については次節「ジョイント・ディグリー・プログラムを可能にする法的枠組みの必要性」で詳しく述べることにする。

2) ジョイント・ディグリー・プログラムを可能にする法的枠組みの必要性

Knight (2008) の提案する定義では、ジョイント・ディグリー・プログラムは関係教育機関が共同で一つの学位プログラムの教育課程を編成し、学生は修了時に関係大学が共同署名・発行した単一の学位を授与される。日本の現在の法令では、一定数の単位互換を活用し、外国の大学と共同で教育課程を編成・実施はできるが、外国の大学と共同で単一の学位記を授与することは認められていないため、NAFSA や EAIE⁵の年次大会で国際教育交流関係者と話をすると日本の大学とはジョイント・ディグリー・プログラムが実施できないと認識されている。

外国の大学と連名で単一の学位記を授与できないという問題に加え、ジョイント・ディグリー・プログラムの教育課程編成において、現行の単位互換制度の範囲内という制約がジョイント・ディグリー・プログラムの開発の上でもう一つの障壁となる。現行の単位互換制度では、学部においては大学設置基準により、60単位を超えない範囲で、大学院では大学院設置基準により、10単位を超えない範囲で他大学からの単位を認定できることになっている。つまり国際共同学位プログラムで最も数の多い修士課程プログラムにおいて、日本ではそのカリキュラムの3分の2を日本の大学で履修する必要があり、日本の大学と外国の大学で教育課程を等分に学修するとなると、通常の修士号取得にかかる2年での修了は難しい。また欧州では3大学以上のコンソーシアムが提供するジョイント・ディグリー・プログラムも開発されており、学生が3大学で学修するプログラムも出てきている。日本の現行制度ではこうしたプログラムに参加することも難しい。

ジョイント・ディグリー・プログラムの実施は、国内大学が実施する教育課程とその修了を証明する学位を保証する現行の法律や制度では対応できないことが多いため、プログラムの開発と実施においてハードルが高いのは日本だけではない。韓国では2008年に高等教育法第21条（教育課程運営）および高等教育法施行令第13条（外国大学

⁵ NAFSA は米国を拠点とする国際教育交流団体で、EAIE は欧州の国際教育交流団体。この団体の年次総会には世界各国から5000人以上の国際教育に携わるスタッフ、専門家、教員、研究者が集まる。

との教育課程の共同運営)を改定し、外国の大学とのジョイント・ディグリー・プログラムの実施を可能にした。しかし韓国の大学の国際教育交流関係者に話を聞くと、ダブル・ディグリー・プログラムが主流であり、ジョイント・ディグリー・プログラムを実施している大学は今のところあまり見られないと聞く。また、前述したとおり、IIEとFUBのジョイント/ダブル・ディグリー・プログラムに関する調査においても、回答を得た28カ国245高等教育機関のうち、84%がダブル・ディグリー・プログラムを実施していると回答したのに対し、ジョイント・ディグリー・プログラムを実施していると回答したのは33%にすぎない(Obst, Kuder & Banks, 2011, p.9-10)。

ジョイント・ディグリー・プログラムの最大の課題は、国境を越えて共同で提供されるプログラム、また共同で授与される学位に対して、各国の質保証要件や法的枠組みが異なっている上に、国際的に確立され共有できる制度もないことである。欧州高等教育圏の構築を目標としている欧州では、欧州という地域レベルでジョイント・ディグリーを認証するための枠組み形成が徐々に進められている。2004年にリスボン認証条約⁶によって「ジョイント・ディグリーの認証に関する勧告」が採択され、欧州地域で、ジョイント・ディグリーを複数の高等教育機関によるプログラムの修了時に、複数の機関によって共同で授与される単一の学位として位置づけ、少なくとも外国学位の認証と同等に扱うようにと勧告した(Council of Europe & UNESCO, 2004)。そして2008-2013年に欧州高等教育アクレディテーション協会(以下ECA)は、共同プログラムの学位・修了資格の認証、また外部質保証に関する二つの調査プロジェクト⁷を実施した。これらの調査結果をもとに、2013年に高等教育機関向けに「ジョイント・ディグリー授与における優良事例ガイドライン」、学位・学業成績・資格の評価者向けに「ジョイント・ディグリーの公正な認証に関する枠組み」が刊行され、複数の大学が共同で実施するプログラム、また共同で授与する学位記や修了資格証明書の円滑な認証のための重要項目を明確にしている。欧州では2012年に欧州高等教育圏の参加国の1カ国を除くすべての国で、共同プログラム、またジョイント・ディグリーの設置を可能にする法律が施行されており(Aerden & Lokhoff, 2013, p.15)、現在欧州地域、また国レベルで質の保証が伴ったジョイント・ディグリー・プログラムの実施にむけて取り組んでいる。

日本においても、ジョイント・ディグリー・プログラムの開発・実施を認可する法的枠組み形成の議論が現在行われている。2013年5月に教育再生実行会議の第三次提言において、ジョイント・ディグリーの提供を可能にする環境整備の実施が提言され、2013年7月に中央教育審議会大学分科会の大学のグローバル化に関するワーキング・グループにおいて、外国の大学とのジョイント・ディグリーの導入についての検討が開始された。現在2015年度にジョイント・ディグリー・プログラム制度の実質的な開設を目指し、議論されている。日本の大学がジョイント・ディグリー・プログラムを

⁶ 1997年に採択された欧州地域の高等教育機関が授与する学位や資格の認証の促進を目的とした条約。正式名称は「欧州地域の高等教育に関する資格認証条約」(Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region)。

⁷ ECAが、2008-2010年に共同教育プログラムの共同評価プロジェクト II(Transparent European Accreditation decisions and Mutual recognition agreements II)、2010-2013年に共同教育プログラムの質保証と学位の認証プロジェクト(Joint programmes: Quality Assurance and Recognition of degrees awarded)を実施している。

国際化、また国際教育交流を促進するための一選択肢とできるよう、迅速な進展を期待する。

3) ダブル・ディグリー・プログラムの修了資格の妥当性

ダブル・ディグリー・プログラムは二つの高等教育機関が共同でプログラムの必要条件を設定し、プログラム修了時に、各々の機関がそれぞれ同レベルの学位を授与する。各高等教育機関はその国の教育制度に基づいた教育課程の修了要件を満たして、それぞれ学位を授与するので、ジョイント・ディグリー・プログラムに比べて、ダブル・ディグリー・プログラムは適法性や認証において透明性が高いと言える。しかし、二つの高等教育機関の共同プログラムにおいて、それぞれの機関から一つずつ学位を授与されれば、その全てがダブル・ディグリー・プログラムと呼べるのであろうか。例えば、非常に近いまたは同じ学問分野のプログラムで重複可能な科目が非常に高ければ、取得単位の総数が一つの学位を取得するのとほぼ同じ単位数の修得で、二つの学位を取得することが可能となる。こうした実質的にはジョイント・ディグリー・カリキュラムであるプログラムも、両国の大学の卒業要件をそれぞれに満たし、それぞれの学位が授与されるので、ダブル・ディグリー・プログラムとして広く認識されている。

Knight (2008) は、こうした学生のワークロードや学習成果を重複して換算することが、プログラムの学問的倫理基準を危険にさらす懸念があることを指摘している (p. 17)。また学位取得に必要な学習目標またはコンピテンシーを修得していれば、その修得過程の相違に関係なく、修了資格証明書(学位)は正当であるという議論の妥当性も認めている (Knight & Lee, 2012, p. 354)。しかしダブル・ディグリー・プログラムの修了資格が学問的に妥当であるかを判断するには、教育課程の修了要件のみならず、いかに修了要件が満たされたのかを評価するプロセスに留意する必要性を指摘している (Knight & Lee, 2012, p. 355)。

栗山他 (2008) は、現在の高等教育に関する法律や質保証制度の点から、ダブル・ディグリー・プログラムの質を保証することの難しさを指摘している。日本の法律も質保証制度も、あくまでも国内の大学の学位を対象としており、他国の大学が授与する学位は他国の問題となり、仮にダブル・ディグリー・プログラムが実質的には一つの学位に価する教育課程だったとしても、二つの学位が発行されることを否定することはできないと述べている (栗山他, 2008, p. 8)。つまり、一国の現行法内では海外の大学と共同で実施するダブル・ディグリー・プログラムの質をどう保証するかという問題に対応ができない点を指摘している。

Knight (2008) も栗山他 (2008) も、異なる国の教育システムにまたがって実施されるダブル・ディグリー・プログラムにおいて、その修了資格(二つの学位)の妥当性を保証することの難しさと重要性を指摘している。こうしたダブル・ディグリー・プログラムの質について議論が起こる中、工学分野のダブル・ディグリー・プログラムにおいて、その修了要件の基準を設定し、プログラムの質を証明する一つの取組が開始された。欧州の修士レベルの工学教育のネットワーク組織、Top Industrial Managers Europe Association (以下 T. I. M. E.) では、1988 年からメンバー大学によ

る修士のダブル・ディグリー・プログラムを実施しており、22年間で3,000以上のダブル・ディグリーを授与している(Culverl, Puril, Spinelli, DePauw & Dooley, 2012)。T. I. M. E. ダブル・ディグリー・プログラムは国境を越え、異文化環境で活躍できる工学分野のエリート育成プログラムとして開始され、異国に一定期間滞在して専門分野の学問を修める一方、その文化の習得を重視している(T. I. M. E., 2008)。T. I. M. E. ダブル・ディグリー・プログラムを修了するには、一学位の修士課程を修了するよりも、時間もコストもかかる。そのワークロードから一学位に値する教育課程から成るダブル・ディグリー・プログラムが近年広がりを見せ始め、T. I. M. E. では T. I. M. E. ダブル・ディグリー・プログラムの修了者に証明書「T. I. M. E. Label Certificate」の発行を開始した。それは修了者が(1)パートナー大学に最低3学期間滞在し、(2)二大学において合計で360 ECTS⁸以上履修していることを証明する(Spielli, 2012)。

学位二つに値する国際共同学位プログラムの在り方が問われている。高等教育に関する現行法では他国が提供する教育課程の質保証には触れることはできないという状況を考えると、今後国際的な高等教育ネットワークで、議論が進むことが期待される。ダブル・ディグリー・プログラムが一学位分のワークロードで二つの学位が取得できるコスト・パフォーマンスの高いプログラムというレッテルを貼られないためにも、その価値判断を社会市場に委ねるだけでなく、高等教育機関が主体的にダブル・ディグリー・プログラムの修了要件の基準の在り方について議論し、プログラムと学位の質保証に取り組む必要がある。

質を評価するための指標を定めることは容易ではないが、T. I. M. E. では、ダブル・ディグリー・プログラムの質を保証する際に、学修期間(履修時間数)と学生のモビリティに関する指標を使用している。これらは、Knight(2008)が国際共同学位プログラムを定義する際に挙げている要素と一致しており、一参考基準となるだろう。

一学位に相当する教育課程がダブル・ディグリー・プログラムとして提供されている一要因として、ジョイント・ディグリー・プログラムの編成・実施において法的障壁が高いことが考えられる。今後、海外の大学とのジョイント・ディグリーの授与が可能になり、ジョイント・ディグリー・プログラムの認証プロセスが確立され簡素化されることにより、ジョイント/ダブル・ディグリー・プログラムがそれぞれのプログラムの目的と質を保ちながら、発展していくことが望まれる。

4) 国際共同学位プログラムに対する大学のアカウンタビリティ

大学が国際共同学位プログラムの編成・実施を考える上で、特に重要なのがプログラムのアカウンタビリティを国内のみならず関係大学の国や社会、さらにはプログラム修了者が学修または就業する機関に対してどう保証していくかということである。現時点では国際共同学位プログラムは提供する各大学の国や地域の認証評価制度に基づき、それぞれ質保証を受けている。欧州ではこうした複数の評価手続きが必要となる国際的な共同プログラムの質保証の負担を軽減するため、外部質保証を欧州地域レベルで取り組むためのコーディネーション拠点を設置した。コーディネーション拠点では、国際的な共同プログラムに関する情報の提供、またこれまでの複数国・地域で

⁸ 欧州標準では、修士課程は通常1~2年で、90-120ECTS(最低60ECTSでも可)としている。

のアクレディテーション手続きの代わりに、関係国・地域の質保証団体と協力して単一のアクレディテーション手続きを実施するための支援を行う(ECA, 2013)。林他(2012)は国際共同学位プログラムの認証評価において、海外で行われている教育部分を別の国の質保証機関が評価することの難しさを指摘し、複数国の質保証機関の協力・連携体制の構築を課題として挙げている(p. 1)。欧州の取組みは質保証の伴った国際共同学位プログラムの発展に必要な不可欠な試みといえる。

国際共同学位プログラムに対する国際的な質保証枠組みの発展が望まれる一方、大学もまた提供するプログラムに関する情報を国際的な視点でより明確に提供する努力が必要不可欠である。「ジョイント・ディグリー授与における優良事例ガイドライン」において、国際的な共同プログラムの修了資格として授与するジョイント・ディグリーを認証するために必要な情報が高等教育機関によって十分に提供されていない現状が指摘されている(Aerden & Reczulska, 2013)。外国の高等教育機関と共同で提供するプログラムにおいては、共同プログラムの内容と学位の種類のみならず、共同プログラムに関与する高等教育機関、またそれらの機関の役割に関する明確な情報が必要であることを指摘している。また修了資格証明書として、学位記に加えディプロマ・サプリメントを添付する必要性を強調している。ディプロマ・サプリメントは、授与された学位の中身について、そのプログラムに関する知識がなくても十分に理解できる情報の提供が求められる。ディプロマ・サプリメントは欧州で1992年の試験的導入を経て、2005年に本格的実施となり、すでに定着しつつあるが、本ガイドラインではジョイント・ディグリーに適したディプロマ・サプリメントで提供する項目について勧告している。

今後、日本の大学でも欧州の高等教育機関で定着するディプロマ・サプリメントの積極的な導入が期待される。前述のNIAD-EUの「海外の高等教育機関との連携・共同を伴う教育プログラムに関する調査」で、ディプロマ・サプリメントの実施に関する質問をしている。「学位記にプログラム概要や能力の情報を添付」しているかという質問に対し、回答のあった92プログラム中、「実施中」または「部分的に実施中」と回答したのは9プログラムのみで、「検討していない」と回答したプログラムは60%にも上る(林他, 2012, p. 62)。

国際共同学位プログラムの質を保証する第一歩は、まず関係大学がプログラムの教育課程の詳細を国際的に公開し、その教育課程の学修成果を明確にし、修了資格である学位の中身を説明することである。ディプロマ・サプリメントは、大学が提供するプログラムの質に対する説明責任そのものと言えるのではないだろうか。

おわりに

高等教育は国の法律や制度に基づいて運営されてきた。言い換えれば、高等教育に関する法律や制度は、国内の高等教育機関の教育の質と学位を保証するためにある。日本の高等教育が世界的高等教育市場において、留学生数の多い国トップ8に入るまでに成長したのは、こうした法律や制度により、その質が保証されてきたことも大きい。しかしグローバル化が進む中、どの国の高等教育システムも世界的なネットワークに組み込まれ、その中で機能することが求められるようになってきている。国際共同学

位プログラムはそうした環境変化に応じて進む高等教育改革の一つの取組であり、また革新的な教育プログラムとして、その存在感を高めている。世界の高等教育機関は、自国の学生へのグローバル化する社会に即した多様なプログラムの提供、世界からの優秀な人材の確保、大学の国際化など、様々な目的をもって、国際共同学位プログラムを開発している。

高等教育市場のグローバル化により、世界の高等教育機関の更なる競争と連携が予測される中、国際共同学位プログラムは今後ますますの発展が見込まれる。質の保証が伴った国際共同学位プログラムの発展のためには、国際的に共有できるプログラムの類型と定義が必要である。Knight (2008) は国際共同学位プログラムの形態が混沌とする状況下に、国際共同学位プログラムの類型化を試み、それを定義した。学修成果である修了資格、学修期間、学生のモビリティをプログラムを類型化し定義するための要素と識別し、世界の異なる教育システムで共有可能な一つ概念を提案している。そして、その定義は国際共同学位プログラムの質保証の在り方への一提言とも言える。

本稿では、Knight の定義に依りながら、日本における国際共同学位プログラムの実施の課題を考察した。外国の大学とより深化した連携や協力が求められる国際共同プログラムは既存の高等教育の法規や制度の中で実施することは難しいことが明らかになった。これまで教育の質を保証してきた国の法律や制度が、グローバル化時代の高等教育の質の向上にとって重要な有機的な国際教育研究の連携の障壁となり得る。これからは国の高等教育の質を保証するためには、国内的な視点のみならず国際的な視点に立った法的・制度的枠組みが必要になる。国境を越えて拡大する高等教育圏の中で大学が機能するには、国の教育の質を保つための規制から、国の教育の質の向上を促す制度へとといった発想の転換が必要なのかもしれない。大学もまたより多様な環境下で教育を提供することを念頭に、提供する教育へのアカウンタビリティの在り方を検討する必要がある。国際共同学位プログラムはグローバル化時代に国際的な教育連携協力を促進するために国と大学が直面する前例なき課題であり最初の挑戦と言えるのかもしれない。

本稿は、2010年に『京都大学国際交流センター論攷』1号で発表した「国際共同学位プログラムの定義と実施に関する課題」をアップデートし、再構成した。

参考文献

(日本語)

- 関西学院大学 (2006) 『メジャー・マイナー、ジョイントディグリー制等に関する調査研究(学部)報告書』平成17~18年度文部科学省 先導的の大学改革推進委託、関西学院大学
- 栗山直子, 斎藤貴浩, 前川眞一, 牟田博光 (2008) 「わが国の大学院における共同学位プログラムの現状に関する研究」、『大学評価・学位研究』, 第8号, 1-20頁
- 中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会大学グローバル化検討ワーキンググループ (2010) 『我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグ

リ一等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン』

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1294338.htm)

(2014-4-12)

勅使河原美保子 (2009) 「日本における共同学位プログラム」, 『留学交流』, 第5号, 22-25頁

林隆之, 金性希, 森利枝, 齋藤貴浩, 鈴木賢次郎 (2012) 『海外の高等教育機関との連携・共同を伴う教育プログラムに関する調査: 報告書』独立行政法人 大学評価・学位授与機構 研究開発部

文部科学省 (2008) 『大学における教育内容等の改革状況について (平成18年度)』

(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08061617.htm) (2014-4-12)

文部科学省 (2013) 『大学における教育内容等の改革状況について (平成23年度)』

(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/1341433.htm)

(2014-4-12)

渡部由紀 (2010) 「国際共同学位プログラムの定義と実施に関する課題」『京都大学国際交流センター論攷』, 第1号, 95-103頁

(英語)

Aerden, A. & Lokhoff, J. (2013). Framework for fair recognition of joint degrees (『ジョイント・ディグリーの公正な認証に関する枠組み』). ECA Occasional Paper. The Hague.

(http://ecahe.eu/wp-content/uploads/2014/01/Framework_for_Fair_Recognition_of_Joint_Degrees.pdf) (2014-04-12)

Aerden, A., Reczulska, H. (2013). Guidelines for good practice for awarding joint degrees (『ジョイント・ディグリー授与における優良事例ガイドライン』). ECA Occasional Paper. The Hague.

(<http://ecahe.eu/w/images/9/9d/Guidelines-for-good-practice-for-awarding-joint-degrees.pdf>) (2014-04-12)

Council of Europe & UNESCO. (2004). Recommendation on the recognition of joint degrees (『ジョイント・ディグリーの認証に関する勧告』).

(<https://wcd.coe.int/com.instranet.InstraServlet?command=com.instranet.CmdBlobGet&InstranetImage=320284&SecMode=1&DocId=822138&Usage=2>) (2014-04-12)

Culverl, S.M., Puril, I.K., Spinelli, G., DePauwl, K.P.K., & Dooley, J.E. (2012). Collaborative dual-degree programs and value added for students: lessons learned through the evaluate-E project, *Journal of Studies in International Education*, 16(1), 40-61

European Consortium for Accreditation (ECA). (2013). Coordination point (コーディネーション拠点). (http://ecahe.eu/w/index.php/Coordination_Point)

(2014-04-12)

Knight, J. (2008). Joint and double degree programmes: Vexing questions and issues. London: The Observatory on Borderless Higher Education.

- Knight, J. (2011). Doubts and dilemmas with double degree programs. In: "Globalisation and internationalisation of higher education" [online monograph]. *Revista de Universidad y Sociedad del Conocimiento (RUSC)*. Vol. 8, No 2, pp. 297-312. UOC.
(<http://rusc.uoc.edu/ojs/index.php/rusc/article/view/v8n2-knight/v8n2-knight-eng>) (2014/02/04)
- Knight J. & Lee. J. (2012). International joint, double and consecutive degree programs: New developments, issues and challenges. In: D. Deardoff, H. De Wit, J. Heyl, & T. Adams (eds.). *the SAGE Handbook of international higher education*.
- Kuder, M., & Obst, D. (2009). Joint and double degree programs in the transatlantic context: A survey report. New York; Berlin, Germany: Institute of International Education and Freie Universität Berlin.
- Maiworm, F. (2006). Results of the survey on study programmes awarding double, multiple or joint degrees. Kassel, Germany: Study Commissioned by the German Academic Exchange Service (DAAD) and the German Rectors' Conference (HRK).
- Obst, D., Kuder, M., & Banks, C. (2011). Joint and double degree programs in the global context: Report on an international survey. New York: IIE.
- Schüle, U. (2006). Joint and double degrees within European higher education area: Towards further internationalization of business degrees. Paris: Consortium of International Double Degrees.
- Spinelli, G. (2012). Feedback on transatlantic double degrees. Presented at AIEA Conference in Washington D.C. on February 22, 2012.
- Tauch, C. & Rauhvargers, A. (2002). Survey on master degrees and joint degrees in Europe. Brussels, Belgium: European University Association.
- T.I.M.E. (Top Industrial Manager Europe). (2008). Why Double Degrees?
(https://www.time-association.org/dd/why/document_view) (2014-04-02)